改正に伴い、設けていた経過措

のたび県が基準を見直したこと る所得制限のある制度です。こ との共同事業として実施してい

障害者の各医療費の一部を助成

母子(父子)家庭等、高齢

老人、乳幼児等、障害

医療年金グループへ問合せを。 申請書の送付を希望する人は、

※福祉医療費助成制度は、

平成23年7月1日以降の福祉医療費助成制度

3月末日)まで

対象

65歳~69歳

中学3年生(15歳到達後の最初の

18歳到達後の最初の3月末日まで

の母子(父子)家庭の子とその養育

次のいずれかの人▷身体障害者手

帳1級~4級所持者(4級は入院

時のみ助成対象)▷療育手帳A、

B1、B2(IQ60以下)所持者

をしている母・父または遺児

市で届出をするなどの理由で、 をする際に配布しています。他 す。申請書は本市で出生の届出

付の郵送申請を受け付けていま

み、乳幼児等医療費受給者証交

要になります。また、0歳児の

世帯全員が

満(※2)

円未満

( % 2 )

( % 2 )

固

市町村民税非課税

1歳誕生月の末日まで …所得制限なし

23年度課税(非課税)証明書が必

どは、その市区町村が発行する 市に住民登録をしていた場合な

所得制限基準

1歳誕生月翌月~中学3年

の平成23年度の市町村民税 所得割額が23万5000円未

母(父)・扶養義務者等全て

の人の平成23年度の市町村

民税所得割額が23万5000

本人·配偶者·扶養義務者

全ての人の平成23年度の市

町村民税所得割額が23万

障害者医療と同じ

保護者または扶養義務者

「福祉医療費助成制度」

しています。平成21年度の制度

7月1日からは助成対象外にな

の所得の合算となる予定です。

制度

老人医療

乳幼児等医療

母子(父子)家庭

等医療

障害者医療

高齢障害者医療

( % 3 )

たすこと▽①長期優良住宅の普

対 象

次の全ての要件を満

本紙等でお知ら

制限基準の判定単位が世帯全員

このたび、6月30日以前から

せします

市

民や職員

**^** の 配

布物に

ます。

※市立図書館の平成22

年度利用者数は8万5846

1400巻以上

【使用期間】

来年1月から1

広告載せ<br />
ませんか

経過措置区分に該当する人は、

は、6月30日で終了します。

確認してください 情報」の中の「市の広告事 申込 必要書類を各申込期 (「事業者向

るため、次の媒体の広告主を募 新たな財源の確保を図 間

募集内容など詳しくは、市の します。

載要綱、西宮市広告掲載基準を 集要項、仕様書、西宮市広告掲 ームページに掲載している募

①給与等支給明細書 に広告主を決定

4階☎0798・35・360 7六湛寺町10—3市役所本庁舎 善グループ (〒662-856 (必着) までに行政経営・改

のの中から、①は金額の高い順 告掲載要綱・基準に適合するも 0) へ持参か郵送を。 西宮市広 ②③は提供数の多いところ

熱ロール (配布期間) 紙

西宮市職員給与等支給明細 を掲載して市に提供してもらい 告主が用意し、 その裏面に広告

②広告付き図書貸出票印刷用感 員約3700人に配布します。 手当の支給時(年14回)に、職 明細書は毎月の給与と期末勤勉 る「印刷用感熱ロール紙」を広 室)の図書貸出票として使用す (税込) 市立図書館(4拠点館、7分 (広告料) 【**申込期間**】7月1日~15日 **(募集数)** 2枠 裏面に広告を掲載します。

1枠21万円以上 10月~来年9月

冊子「ハローごみ(家庭用保存 を掲載して市に提供してもら ごみの分別・収集日に関する ハローごみ (申込期間) 7月1日~15日 を広告主が作成し、 (家庭用保存版)

(申込期間) 【配布期間】

【提供数】 1万部以上

11月から1年間 6月27日~7月 商店街をにぎやかに 地域商店街活力向上事業

市は、「地域商店街活力向上事業」に取り組む 商店街・小売市場を募集します。

この事業では、商店街等の来訪者増加や活性化 につながる事業を実施する商店街・小売市場に助 成金を交付します。事業内容は、地域住民の二 ズを踏まえた創意工夫があるものに限ります。

【対象】次のいずれかに該当する市内の商店街・ 小売市場〉商店街振興組合または事業協同組合を 組織している▷5店舗以上で組織し、規約等の定 めがある ※平成21年度までの地域連携商店街 等活性化支援重点モデル事業の実施団体を除く

【申込】事業計画書、収支予算書、団体概要書(定 款または規約、会員名簿を含む)を7月11日(必着) までに商業振興グループ (〒662-8567 六湛寺町 -3☎0798・35・3387)へ郵送を。事業計画 書等は同グループで配布するほか市のホームペ ジからダウンロード可(「事業者向け情報」の中 の「産業振興」の「商店街・小売市場の活性化」へ)

35年以上)」 別永年勤続者 表彰は勤続年数により、 「表彰(商業・工業 「永年勤続者表

修」からダウンロードできます。

産業振興」の「人材育成・研

の「事業者向け情報」の中の 布するほか、市のホームページ を。推薦書は、同グループで配 35・3367) へ持参か郵送 市役所本庁舎5階☎0798・ 62-8567六湛寺町10-3

彰」の候補者

の推薦を受け付け 小企業従業員表

る「西宮市中

している従業

員の功績をたたえ

市は、

市内

この中小企業に勤務

効)に産業振興グループ(IF6

中小企業従業員表彰

候補者推薦は 6月29日~7月15日

表者は所定の推薦書を6月29日 受け付けますので、事業所の代 を経て決定されます。 ~7月15日(郵送の場合消印有 候補者の推薦は事業所単位で

7年以上、工業10年以上、障害 者3年以上)」の区分で受け付 上)」、「優良従業員表彰(商業 (商業15年以上、工業20年以 受賞者は選考委員会の審査

▷自閉症の人▷精神障害者保健福 5000円未満 祉手帳 1級所持者 (精神疾患は助 成対象外) 次のいずれの要件も満たす人▷障 害者医療に該当する人▷後期高齢 者医療制度被保険者か老人医療受 給者 老人医療と乳幼児等医療を除く一部負担金は、同一医療機関につき同月内の金額です (※2)住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します 受給者証が交付されるのは、後期高齢者医療制度の被保険者のみです 年3月31日に認定長期優良住宅 (耐震性、 市は、平成21年6月4日~24

798·35·3273) \ る固定資産税を減額します。 合、申告によりその住宅に対す に優れた住宅)を新築した場 0797 · 61 · 0048 問合せは資産税グループ(ロ 口地区は北部税務チー

耐久性、省エネなど

③住宅部分と 2分の1以上 がある場合 住部分の割合 である住宅

分の床面積が50平方

沿(一戸建 る認定長期優良住宅▽②住宅部 以上280平方
以下の住宅 て以外の賃貸住宅は40平方
が) 及の促進に関 【減額内容 (併用住宅等)、居 住宅以外の部分と する法律に規定す が全体の床面積の 新たに固定資産

代えて適用 長期優良住宅の認定通知書等の

0 がありま

認定長期優良住宅 定資産税 減額

の新築

分について固定資産税を2分の 度から5年度分(3階建て以上 減措置は新築住宅の軽減措置に の中高層耐火住宅は7年度分) 税が課税されることになった年

を新築した翌年1月31日までに する固定資産税の減額申告書▽ 提出を▽認定長期優良住宅に対 ーに減額 ※長期優良住宅の軽 に限り、120平方
がまでの部 【提出書類】次の書類を住宅

情報公開・個人情報保護制度 平成22年度

福祉医療費助成制度

請がまだの人は、

医療年金グル

-プ (0798 · 35 · 313

す。該当すると思われる人で申 で、下表の要件に該当する人で

2割負扣

ー)へ問合せを。

なお、23年1月1日現在、

健康保険に加入している市民

一部負担金(※1)

(低所得認定者は1割負担)

(平成22年7月1日から)

外来…1日600円(低所得認

ただし月額2400円(低所得

外来…1日600円(低所得認

ただし月額2400円(低所得

障害者医療と同じ

認定者は1600円) まで

認定者は1600円) まで

定者は400円)まで。

ただし月2回まで

入院…1割負担。

定者は400円)まで。

ただし月2回まで

入院…1割負担。

入院・外来ともに

-部負担金なし

い受給者証を送付しました。

1日以降も受給できる人に新

福祉医療費の助成対象者は、

受給資格があった人のうち、

受給者証が

新しくなります

市は、平成22年度中の情報公開制度 と個人情報保護制度の利用状況をまとめ ました=下表参照の

両制度は、一定の制限がありますが、 市の公文書を市民の皆さんの請求に応じ て公開したり、市の保有する個人情報を 本人が見たり訂正したりすることができ るものです。両制度の請求件数の合計は 1057件(前年度1006件)でした。

問合せは情報公開課(0798・35・ 3774) ∧₀

	21年度	22年度
公文書公開請求数	487	506
公開の決定	153	184
部分公開(個人情報除く)	261	271
非公開	12	8
文書の不存在等	61	43
個人情報開示等請求数	519	551
開示の決定	481	503
部分公開(第三者情報除く)	16	8
不開示	1	8
文書の不存在等	21	32
自己情報の訂正等	0	0
両制度の合計	1006	1057

※情報公開制度で1件の不服申し立て(異議申し 立て)があり、平成21年度から継続している3件 を含めて、情報公開・個人情報保護審査会で審査さ れた結果、3件に答申が出され、1件が審査中です ※市のホームページで、両制度がスタートしてか らの年度別運用状況がご覧になれます